

# 自然科学研究機構生理学研究所位相差電子顕微鏡利用規則

平成24年1月4日  
生研規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、自然科学研究機構生理学研究所（以下「研究所」という。）における位相差電子顕微鏡の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「位相差電子顕微鏡の利用」とは、研究所が産学連携を推進するために、研究所の業務以外に位相差電子顕微鏡を利用することをいう。

(申請)

第3条 位相差電子顕微鏡を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ位相差電子顕微鏡利用申請書(様式第1号)を研究所長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 研究所長は、前条による申請があった場合には、位相差電子顕微鏡外部利用ワーキンググループの意見を聴き、申請を適当と認めたときは、利用を許可し、位相差電子顕微鏡利用許可書(様式第2号)により利用を許可された者（以下「使用者」という。）に通知するものとする。

(報告)

第5条 使用者は、位相差電子顕微鏡の利用が終了した日から30日以内に位相差電子顕微鏡利用報告書(様式第3号)による報告書を研究所長に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 使用者は、別に定めるところにより位相差電子顕微鏡の使用料を納付しなければならない。

(規程等の遵守)

第7条 使用者は、関係法令、機構で定める規程等及び指示を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、研究所の施設・設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

位相差電子顕微鏡利用申請書

年 月 日

自然科学研究機構  
生理学研究所長 殿

申請者 氏 名 :  
住 所 :  
連絡先 :  
所在地 :  
T E L :  
F A X :

下記により位相差電子顕微鏡を利用したいので、申請します。

記

1 利用題目

2 利用組織

区 分	氏 名	勤務先・職名	利用の分担事項
代表者			
分 担 者			

(注) 位相差電子顕微鏡を直接利用する者の略歴書を添付して下さい。

### 3 利用目的

### 4 利用計画

### 5 利用希望時期及び利用希望時間数

### 6 観察試料

- (1) 試料名
- (2) 形態形状 (固体, 液体等)
- (3) 重量
- (4) 安全性
- (5) 使用後の処理

### 7 必要とする装置・器具等

- (1) 装置・器具 (数量)
- (2) 持込む装置・器具 (数量)
- (3) その他 (寒剤 (液体ヘリウム, 液体窒素) 等)

### 8 その他

- (1) 事前打合せの研究所対応者名
- (2) その他特記事項

様式第2号

位相差電子顕微鏡利用許可書

年 月 日

(申請者) 殿

自然科学研究機構  
生理学研究所長

平成 年 月 日付で申請のあった下記の題目について位相差電子顕微鏡の利用を許可します。

記

- 1 題目
- 2 使用時間数 ○○ : ○○ ~ ○○ : ○○ , 使用時間数 ○○ 時間
- 3 使用料

(付記)

- ・観察で得られたデータは、本研究所が保障するものではない。
- ・本研究所は、観察で得られた成果を利用が終了する日から2年間公開しない。



### 3 利用報告

#### (1) 利用日時

利用日	利用時間	時間数	備 考
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		

#### (2) 利用結果 (簡潔に)